

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第57号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第30号を第31号とし、第8号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

8 ゼロカーボン推進監

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員倫理規則別表第1の規定は、令和3年8月13日から適用する。

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第58号

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和40年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改める。

第3条中「第29条第1項」を「第29条」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月26日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第1号様式の規定による申請書は、この規則による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第1号様式の規定による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則別記第2号様式の証明書で現にその効力を有するものは、改正後の規則別記第2号様式の証明書とみなす。

目 次

規 則

○北海道職員倫理規則の一部を改正する規則……………（人事課） 58

○不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（土地水対策課） 58

告 示

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 58

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 59

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 59

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 59

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 59

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 59

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 60

○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 63

○特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課） 63

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 64

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… 65

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（3件）…………… 65

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 69

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 69

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 70

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 70

○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則…………… 70

規 則

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

告 示

北海道告示第567号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字東和108・114の1・115の1・117の1・117の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町太田南90・118・光栄379（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 函館市大船町394の1地先（次の図に示す部分に限

る。）

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 通知の内容 令和3年北海道告示第526号

- 所在が不明な者 大野 啓道

北海道告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 道路の種類 道道

- 路線名 千歳鷓川線

- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
勇払郡厚真町新町14番1地先から		前	16.89mから	120.08m	—
同郡厚真町新町14番1地先まで			31.75mまで		
		前	16.89mから	120.00m	—
			55.62mまで		
		後	16.89mから	120.00m	—
			55.62mまで		

北海道告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽最上1丁目3（I-1-525-3042）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市最上1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽松ヶ枝2丁目4（I-1-526-3043）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市松ヶ枝2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北祝津川左股沢川（I-11-0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
南祝津川（II-11-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市祝津1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
於古発川（I-11-0490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市最上2丁目、緑5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

於古発右1の1号沢川（I-11-0450）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市最上1丁目、松ヶ枝2丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝の沢合流（1-33-98）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
駒吉沢（1-34-99）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
 - 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ノーラン（1-31-96）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字珊内村（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
 - 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トーマル川（1-35-100）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津3丁目1 (I-1-31-568)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津3丁目4 (II-1-11-564)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津3丁目7 (II-1-14-567)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津3丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目5 (I-1-519-3036)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目6 (II-1-240-2362)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目4 (I-1-518-3035)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津2丁目7 (II-1-241-2363)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津2丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽祝津4丁目 (I-1-30-567)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市祝津4丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽最上2丁目4 (II-1-31-584)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>小樽市最上2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑5丁目（Ⅲ-1-7-329）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑5丁目、最上2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽最上1丁目1（Ⅰ-1-130-667）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市最上1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 祝津川（Ⅰ-11-0640）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市祝津2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 於古発右2の沢川（Ⅰ-11-0480）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市最上2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 於古発左の沢川（Ⅰ-11-0500）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑5丁目、最上2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 天狗山の沢川（Ⅰ-11-0470）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市最上2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 於古発沢川（Ⅰ-11-0460）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市最上1丁目、最上2丁目、松ヶ枝2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内珊内10（Ⅰ-1-349-886）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字珊内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	--

祈石沢（Ⅱ-14-0110）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村、大字神恵内村字祈石（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第574号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 処分をした年月日 令和3年8月3日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 北海土建工業株式会社 矢部 道晃
 - (2) 主たる営業所の所在地 苫小牧市栄町2丁目1番27号
 - (3) 建設業の許可の番号 (特-29) 胆第00597号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 令和3年8月18日から同年12月15日までの120日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第575号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月20日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 入札番号1 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車2台を契約の相手方

に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

- イ 入札番号2 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- ウ 入札番号3 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- エ 入札番号4 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和4年2月28日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年8月20日（金）から同年9月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課）
- (2) 入札日時 令和3年10月7日（木）午前11時（送付による場合は、同月6日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc/ishikari.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Car 1

b Car 1

c Car 1

d Car 1

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 7, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than October 6, 2021)

C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月20日

北海道空知総合振興局長 白石俊哉

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台
- (2) 凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡級） 2台（凍結防止剤散布車（湿式2.5㎡）1台と交換）

2 落札を決定した日

令和3年8月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 UDトラックス北海道株式会社
イ 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- (2)ア 氏名 株式会社NICHUJO
イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号

4 落札金額

- (1) 53,900,000円
- (2) 59,510,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年6月18日付け北海道空知総合振興局告示第18号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第132号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月20日

北海道オホーツク総合振興局長 橋本智史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 除雪トラック（10t級タンク付6×6） 1台（除雪トラック（10t級4×4）1台と交換）
(2) ロータリ除雪車（1.5m／800t級、草刈装置） 1台
- 2 落札を決定した日
令和3年8月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 東北海道日野自動車株式会社
イ 住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号
(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- 4 落札金額
- (1) 56,540,000円
(2) 31,746,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年6月22日付け北海道オホーツク総合振興局告示第110号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年8月20日

北海道オホーツク総合振興局長 橋本智史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
網走郡美幌町字報徳39番5ほか6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
網走郡美幌町字報徳50番地
美幌地方農産加工農業協同組合連合会 代表理事長 清野 政彦
- 3 開発許可年月日及び番号
令和2年12月9日 オ網建指第2-7号指令

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第79号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月20日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本 厚

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道石狩翔陽高等学校マルチメディアシステム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和4年3月18日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年8月20日(金)から同月31日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第2研修室
(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和3年9月10日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月9日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 北海道札幌東商業高等学校語学演習装置 一式

イ 予定時期 令和3年9月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年5月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第55号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Multimedia system 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 10, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 9, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年8月20日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 北海道室蘭工業高等学校 マシニングセンター 一式

イ 北海道苫小牧工業高等学校 マシニングセンター 一式

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日
 ア 令和4年2月28日(月)
 イ 令和4年3月31日(木)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 (5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年8月20日(金)から同月26日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午前11時)まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

- (2) 入札日時 令和3年8月30日(月)午前11時(送付による場合は、同月27日(金)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
 (3) 電話番号 0143-24-9605
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
 a machining center 1 set
 b machining center 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 30, 2021
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 27, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran,

Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年8月20日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

シーケンス制御実習装置（北海道室蘭工業高等学校） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和4年2月28日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年8月20日（金）から同年9月2日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階局会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年9月9日（木）午後2時（送付による場合は、同月8日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 シーケンス制御実習装置（北海道苫小牧工業高等学校）

(2) 予定時期 令和3年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9605

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Relay Sequence Control Training 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., September 9, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 8, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁十勝教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月20日

北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
十勝管内道立高等学校ICT設備の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 6校分
- 2 落札を決定した日
令和3年8月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (2) 住所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
95,040円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年6月25日付け北海道教育庁十勝教育局告示第28号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年8月20日

北海道教育庁釧路教育局長 相川芳久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレット端末 一式 908台分
- 2 落札を決定した日
令和3年7月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 リコージャパン株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝三丁目8番2号
- 4 落札金額
35,820,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年6月18日付け北海道教育庁釧路教育局告示第33号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

北海道人事委員会委員長 楯田信知

北海道人事委員会規則7-1429

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「交通企画監」を「交通企画監
ゼロカーボン推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和3年8月13日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1430

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表9級の部中「交通企画監」の次に「、ゼロカーボン推進監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和3年8月13日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則14-80

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「交通企画監」を「交通企画監 ゼロカーボン推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則23-8

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「交通企画監」を「交通企画監 ゼロカーボン推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。